



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ソビエト義務教育の成立史について
Author(s)	所, 伸一
Citation	北海道大學教育學部紀要, 80, 235-250
Issue Date	2000-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29618
Type	departmental bulletin paper
File Information	80_P235-250.pdf



ソビエト義務教育の成立史について

所 伸 一

はじめに

小稿は、「ソビエト教育」制度が形成されたと考えられる時代の「義務教育」政策に絞ってその経緯を検討し、これによって、ソビエト制度の本質の一端をとらえようとする試みである。

さて、このソビエト期ロシアの義務教育について、従来の理解はどうであったか。まず、日本の状況を取り上げるべきかと思われる。

笹島勇次郎は、『世界教育史大系 28 義務教育史』（講談社、1977 年刊）中の「社会主義革命期におけるソ連の義務教育」において、19 世紀のウシンスキー、トルストイらの学校義務化の否定の思想をロシアの伝統であるとする独自の把握から書きおこし、1925 年 8 月の「全員初等教育の導入及び学校網の構築について」のロシア共和国政府布告を取り上げて、ここには一律義務化の志向が存在しなかった、それは伝統の思考によるものであった、と結論した。笹島は次いで、初等義務教育導入の「1930 年決定」を取り上げて、これが義務教育を親の義務と規定した点に注意を促し、明言はしないが、ソビエト・ロシアも「普通の国」ないし後進国としてのあり方を歩んだのだという歴史理解を抱いていることを示唆した。この 2 点に当時までのソ連文献の公式評価から抜け出ようとする笹島の苦心の跡をうかがうことができた。しかし、笹島は 1930 年の「決定」において党中央委決定と連邦ソビエト決定を同一視するなど、ごく初歩的なミスをおかしていた。スターリン派は、すでに教育人民委員のルナチャールスキーを含むブハーリン派を追い落とした（1929 年）とはいえ、また、ボリシェヴィキ党はその後、国家化したことは周知の通りだとしても、まだこの頃 1930 年には確固とした文教政策方針をもっていたわけではなかった。我々がソ連崩壊後の今日でも、中央の党とナルコムプロス等ソビエト機関や地方権力の態度を区別しながら、教育制度の形成を追跡する必要があると考えるゆえんである。また、笹島の解釈の前段——伝統の思考による——は、1920 年代当時の実状をふまえて書かれるべきところを、作業をはぶいて埋め合わせるための言葉と思われたのであった。より実態に近いところは、小稿の展開の中で明らかにされるであろう。

もう一つの先行論文は、山口喬の『講座・公教育体系②公教育の歴史』（教育開発研究所、1988 年刊）中の 1 章、「現代社会主義国家と公教育——ソ連」である。山口は 1925 年布告と 1930 年党決定を取り上げた。しかし、山口は歴史描写の貴重な機会にもかかわらず、それらに対して歴史的評価を下しておらず、この点で、同論文は、当時のソ連の公式解釈から抜け出ようとする努力において笹島論文より後退と思われた。

以上の 2 論文は共に、1925 年と 1930 年の 2 つの政策の関係については不問にしたままであり、また、そうした理解の原因でもあらうと察せられるのであるが、それら 2 つの政策の中間に位置する 1927 年の義務教育の地域的導入に関する人民委員会議決定を見逃していた。カリョーフらの 1961 年刊のソビエト学校史の通史や 1974 年刊の教育史資料集その他によってこれらの基本文書には比較的容易にアクセスできるようになっていたにもかかわらず、である。

ソビエト義務教育にかんする我が国の理解状況は以上のようなようであったが、そのはざまの時期、

筆者は、ペレストロイカ前のソ連現地観察の経験に基づくロシア教育研究の課題意識を、次のように書いたことがある。すなわち、ロシアに社会主義の華やかな教育理念の実現史を追うよりも、むしろ「現代社会にほぼ共通する学校制度の幹が後進国のロシアにプロレタリア政権下で形成される過程を追求する」⁽¹⁾、と。ここにはいささか舌足らずでかつ一面的強調が含まれているが、それは、ソ連の教育生活を観察したことによって、かの地ではポリテフニズムに代表される社会主義的教育の要素が失われているばかりか学校普及国に共通の教育病理さえ露呈していることを知り、この起源を「普通の」学校史にたどろうとするテーマに行き着いた気負いを述べたものであった。

こうした中で、英語圏の教育学からするソビエト教育研究のうちに、ソ連の事態をうまく説明できそうな見解が見出されて行った。マカレンコ研究から出発したオーストラリアの教育学者、ジェームス・ボウエンが大著『西洋教育史』の第3巻「近代西欧と新世界」において、初期のソ連を社会主義的啓蒙の実験国として取り上げるとともに、教育実験を打ち切り伝統の教科教育・一斉授業方式の学校に転じた1930年代の変化をスターリンによる理想の修正、および「ブルジョア回帰 (bourgeois return)」と名付けて、「たとえ階級区別は今や特権的な生まれだけでなく能力にも基礎を置くべきという程であるにしろ、ソビエト連邦は、ブルジョア・システムに戻った。」「機会と業績の不平等をいまだ特徴とする、階級社会にとどまり」「新しい社会は階層化社会にとどまった。」と結論していた⁽²⁾。これは銘記すべき見解だと思われるのである。

小考のテーマに戻り、今世紀のロシアの義務学校教育について、私は次のように仮説する。すなわち、この1930年前後、ソビエト指導者たちは、革命初期の理念にたとえ妥協を加えたとしても、この地域の遅れに遅れた宿題である義務教育制度の導入を果たすことは必須と見なしていた。それは、彼らが、戦争前夜という危機認識の下で、先進国に追いつき、各国に互してゆくために（この点は、クループスカヤやブロンスキーたちも共有するに至った）、近代化（主に伝統主義の社会と訣別し工業化を目指すという意味で）と国民統合の手段⁽³⁾の一つとして義務教育制度を緊急に確立しなければならないと考えたからである。この課題を、他に代わる政治指導集団が不在の下で、スターリンのロシア共産党がその社会・文化環境に即したやり方で先導し⁽⁴⁾、解決したのである。

20世紀末の現在、教育学には、西欧に起源を持つ義務的学校教育制度の成立及び世界各国への普及の歴史的経緯・影響の総括と、この制度を止揚する方途の明示、という課題が課せられている。われわれはこの研究地平から言っても、ソビエト期ロシアの教育経験について、総括しなければならない。

第1章 ネップ（新経済政策）時代の後期における段階的義務教育導入案への転換

第1節 悲惨な就学状況

始めに、この時代のロシアの子供の就学状況はどうであったか見ておこう。1927/28学年度において、ロシア共和国における児童の学校包摂 (oxbat) 率は、8-14歳児で46.1%、8-11歳児で56%、12-14歳児で36.7%であった。また、生徒の社会的出身階級の内訳を見れば、同年度のロシアの工業地区における学校生徒に占める労働者の子供の割合は、5年生で34%、6年生で28.7%、7年生で23.7%、8年生で18.6%、9年生で16.2%であった⁽⁵⁾。

ロシアの民衆学校とくに農村部の学校では、かなり高い率で中途退学が見られた。このため、農村の学校における子供1人あたり平均在学年数は2.4から2.6年に過ぎなかった。この程度

の在学実態では非識字の再発はごく日常的なことであつた。また他方、在学し続けている場合にも、大量の留年現象に見舞われていた。それは20-25%にも達していた。中退者と留年者はバトラーク（日雇い農民）と貧しい農民の子供にもっとも多かった⁽⁶⁾。

このような就学状況では社会の近代化とくに工業化のために必要な国民の基礎訓練が不足であることは明白であつたし、また、このことはポリシェヴィキ党の権力の学校教育分野における社会的、政治的な基盤の弱さを改めて示していた。

第2節 段階的・地域的な義務制導入方針への転換

十月革命以後の過酷な経済的現実の下、革命初期の原則を一時棚上げにして、1923年以降は普通学校の義務制と無償制を基本規程から削除さえしたままであつたが、もう一度、普遍的な義務教育を志向した政策が、可能な条件を冷静に見据えるなかから、1925年に打ち出されていた。

1925年8月の全ロシア中執・ロシア共和国人民委員会議の布告「ロシア共和国への全員初等教育の導入及び学校網の構築について」は、第1条において、「まず始めに全員教育は、これが地方予算と学校網、住民密度の状態からみて可能な州と県で実施されなければならない。十月革命10周年までに、任意出席制〔добровольное посещение〕を条件としつつ、第1段学校の就学しやすさが保障されるように、措置を取らなければならない。」とうたうとともに、この規定の「注」として、「地方、州、県の執行委員会に対して、学校網の展開に応じて、第1条で定めた10周年の期限以前であっても第1段学校の義務出席制に関する決定を РСФСР 教育人民委員部と協議の上で公布する権利が与えられる。」と但し書きを付した⁽⁷⁾。

このように、就学を全児童に義務化することについては、まだ慎重であつた。

ロシア政府は、あわせて、市場経済下の社会基盤安定化のための措置を追求した。とりわけ貧農層に対する就学促進策として、1923年に導入していた第1段学校（小学校の該当）の有料制を農村部において全廃につとめるとともに、さらに、第1段学校の貧農の児童・生徒に対する教科書と参考書の支給（1926.8.11. ロシア人民委員会議布告）その他の措置を講じていた⁽⁸⁾。

こうした方針の一環として、政府は、1927年4月22日、「РСФСРにおける全員義務初等教育の導入手続きについて」（ロシア人民委員会議決定）を採択した。主な命題を引いておこう。

「1. 児童の第1段学校出席の義務制に関する決定は、地方（край）、州、県の執行委員会及び自治共和国人民委員会議によって公布される。決定は、それぞれの執行委員会、市ソビエトおよび労働者居住区ソビエトが代表権をもつ個々の管区、郡、地区、郷、市、労働者居住区について有効とされることができる。

2. 児童の第1段学校出席の義務制に関する上述の決定は、次の要件を満たす場合にのみ公布されることができる。

- a) 学校の建物…〈略〉…に学校年齢の全児童のための席が存在すること。その建物において二部以内の交替で授業実施が可能なこと。
- b) すべての学校に教員を確保していること……。
- c) 教員に法律で定められた額を下回らない給与の支払。
- d) 学校に必要な資金の確保。
- e) 児童に教科書と副読本の無償支給。
- f) 当該地域の最も貧困な住民の子供に学校出席を実際に保障すること。」

- 「3. 教育の義務制は第1年は8歳の児童のみに対して定められる。……」
- 「4. 子供を就学させる義務は、子供を扶養し且つこの決定の効力が及ぶ地域に居住する、すべての市民に課せられる。」
- 「5. 子供を扶養する親…は、子供を第1段学校に就学させることを拒否した場合、しかるべく定めた手続きにより、行政責任を問われる。」
6. 義務の免除 (略)。(9)

この決定には、「すべての市民の義務」「地域の最も貧困な住民の子供への保障」という規定、政府決定という政策手法、法律としての整った体裁、等が見られる。これらの点に、この新経済政策時代の社会的・文化的プラリズムの存在、そしてナルコムプロス主流派における啓蒙主義の精神の影響とボリシェヴィキ党の政治的な支持基盤の弱さによる、慎重な対応をうかがうことができた。これはまた、ナルコムプロスの理念を困難な現実に合わせて修正したバージョンということができた。

第2章 文化革命期の混乱した義務教育政策（1928年春～）

1927年12月の全ロシア共産党第15回大会はトロツキーとジノーヴィエフらの合同反対派を最終的に排除し、これによりスターリン主流派は党内勢力の支配を前進させた。ロシアの工業社会化構想としての「第一次5カ年計画」もここで採択した。それは「社会主義工業化」「農業集団化」とともに「文化革命」を柱としていた。

スターリンは1928年5月16日、全ソ・コムソモール第8回大会で演説し、「青年は科学を習得しなければならない」と呼びかけた。ここで彼は、先進国へのキャッチ・アップをめざす基本姿勢と新しい要員の必要とを次のように語った。「知識を持つためには、学ばなければならない。ねばり強く、がまん強く学ばなければならない。」「われわれにいま必要なのは、…ボリシェヴィキ出身の…新しい要員である。これなしには、急テンポのわが国の社会主義建設などということは問題にもならない。これなしには、われわれが先進資本主義諸国に追いつき、追い越すなどということは、問題にもならない」と(10)。それと同時に彼はコムソモール員に向かって、「科学や文化的な人々に対する、野蛮な態度を」止めること、突撃や奇襲によって敵の陣地を奪い取ることができた国内戦の時代との違いをわきまえることも呼びかけた(11)

スターリンの「一国社会主義」構想は1924年から26年にかけて形成され、ソ連はそれ以来ナショナリズムに傾斜した開発路線を模索してきたが、ここにおいて、スターリン派は、さらに踏み込んで、その路線を明確にしたのであった。学校教育の政策、とりわけ義務教育の推進も、この路線から追求されたのである。

第1節 教育機会をめぐる2面政策

(1) 階級闘争激化策としての文化革命

1928年5月30日～6月4日、党中央委は、煽動・宣伝・文化建設問題全ソ会議を開いた。この会議で党煽動宣伝部長アレクサンドル・クリニツキーは、「文化革命」を平和的文化発展とみる見解は「日常生活、学校、芸術、科学の分野における階級敵とのプロレタリアートの苛烈な闘争を見ない」「反革命的な見解」だと宣言し、新しい文化革命概念を打ち出した(12)。

この戦闘的な文化革命概念は、直前のスターリン演説の線とは矛盾するように見える。しか

し、これらはどちらも党指導部の言説上の事実であった。これらはこの時期の種々の分野に波及した⁽¹³⁾。そして教育の分野も異ならなかった。

教育機会については、階級闘争を激化させる段階に入ると、党の方針に沿って、その策として次のような各種措置がとられた。まず、政府は、授業料支払に関する免除特典をオールド・ポリシェヴィキ協会の会員への拡大適用（1928.2.16. ロシア中執・人民委員会議決定）、及び、「旧赤色パルチザン及びその子供」の授業料免除（1928.5.30. ロシア中執・人民委員会議決定）を決定した⁽¹⁴⁾。また、教育人民委員部の段階においては、バトラーク農のための補習授業の実施（1928.3.20. 教育人民委員部・職業教育総管理局決定）、及び、宗教を崇拝する勤務員からの授業料の徴収（1928.6.5. 教育人民委員部組織・計画局決定）を決定していった⁽¹⁵⁾。

(2) 「ブルジョア」子弟への教育機会「対等」化

しかしその一方で、党は、知識人・技術者層の獲得のために、かつて自らかかげた、労農「階級優先」策を、つまり、その実態としての「ブルジョア知識人・官僚」の子弟の形式上の教育機会制限を、徐々に撤回してゆかねばならなかった。このための具体的措置には以下のものがあった。すなわち、政府は、「国家機関と国有企業で働いている専門家の子供の大学入学時における労働者の子供との平等な取扱」を決める（1926.7.10. ロシア共和国人民委員会議布告）⁽¹⁶⁾。これが、2年後、1928年8月11日の教育人民委員部・社会教育総管理局の決定により、大学のみから、1段学校・2段学校における適用にも拡大される。さらに、教育機関入学に関して「文学活動従事者・美術家・彫刻家とその子供、及び研究従事者の子供に、労働者及び労働者の子供との同権を付与すること」を決めるのである（1927.9.30. ソ連邦人民委員会議決定）⁽¹⁷⁾。これらは、もちろん、入学許可時にそれまでの学校成績を優位においた考慮への移行を意味した。

以上のように、一部は1928年5月のスターリン演説の前夜から、ソビエト政府は、知識の獲得のために、労働者・農民子弟への傾斜措置という教育分野の階級闘争化と同時に、技術知識要員の獲得のための教育機会の「対等化」（приравнение）という、相矛盾する措置に訴えていたのであった。このことをはっきりと確認しておかねばならない。

(3) プロレタリアと「貧農」の子供の学校動員

そして1929年に入ると、さらに攻勢的に、「生徒の社会的構成の改善」の措置を強化した。これはこの年の春からの反宗教闘争の展開、この年後半からの農業集団化の激化と平行していた。これは「階級闘争化」策の具体化と言えるものだった。この「社会的構成の改善」のための措置は次のようなものであった。

「小学校第1学級入学準備のための労働者と貧農の子供に対する特別授業の組織に関する決定」（1929.3.21 ロシア教育人民委員部参与会）。⁽¹⁸⁾

「貧農の子供の就学準備の活動に師範科をもつ第2段学校（中等学校）を参加させる決定」（1929.4.7 ロシア教育人民委員部・社会教育総管理局）。⁽¹⁹⁾

「労働者と貧農の子供の第1段学校就学前の準備活動の学級の組織に師範系諸学校の参加に関する決定」（1929.4.11 ロシア教育人民委員部・職業教育総管理局決定）⁽²⁰⁾。学習レディネスに関する保障措置とも言える、この準備学級はのちに「ゼロ学級」と通称され、さらに拡大が計られた（決定「ゼロ学級の設置について」（1929.8.16 ロシア教育人民委員部社会教育総管

理局)。(21)

このように、労働者・貧農層の子供の就学および落第防止の対策には、かなりの努力が傾けられたのであった。しかし政策理念と実践はなかなか一致しなかった。

第2節 生徒の「社会的構成の改善」

以上のような政策は、教育現場に混乱をまねいていた。「行き過ぎ」がひんぱんに発生していた。

1929年2月、州・地方国民教育部長の全ロシア会議(2.15～21)の期間中に、そこでのクループスカヤ発言の要旨が『教員新聞』1929年2月17日付に掲載された。彼女は、多くの所で身分的、中世的な見地が見受けられる、しかし、「われわれと異なる分子の子供を教育し直すことが必要なのであって、彼らを『父の過ち』を理由に学校から追放することではない。」と書いたのだが、この指摘は大きな反響を招いた。そこでクループスカヤは(1929.3.18付A.シチューキン宛書簡)真意を書き、貧農・中農の子供が学校から退学してゆく現状を問題にした：「まず第一に、どこでも、古い体制の下で蒙昧におとしめられていた親たちの子供を受け入れなければならない。しかしプロレタリア国家が住民の一部〔つまり富裕な階層…引用者〕はずうっと蒙昧に置かれるだろうなど決して宣言することのないように。…」と(22)。

つまり、彼女のこの書簡の主旨は、意識的に一部の社会層の子供を排除することなどはしてはならないというものであった。しかし、各地の学校現場では「異なる分子」を排除することによって「生徒構成の改善」の命令を実行するケースが広くみられたのである。

かくして、教育人民委員部から公式に下された決定：「社会教育系諸学校の生徒の社会的構成の改善について」(1929.4.18 同参与会の決定)は、次のように指摘したのであった。

「社会教育系の学校において生徒を、すなわち非勤労住民、聖職者、公民権喪失者の子供を、ページ[чистка]することは許されないと教育人民委員ルナチャールスキー同志その他教育人民委員部の責任者が印刷物においても、大会や代表者会議、会議においても再三発言しているにも拘らず、また、教育人民委員部の該当する指令が存在するにも拘らず、この数カ月のあいだ、第2段学校から、さらには第1段学校からさえ、彼らが非勤労住民の子供である、聖職者の子供である、選挙権を剥奪された者等の子供であるというだけの理由で、生徒を排除する動きの高まりが見受けられる。」(23)

これは、上からの「階級的構成の改善」カンパニヤの中で、行政の中間機関にも末端現場にも、官僚主義的な対応が現れたものであった。

上の1929年2月の全ロシア地方国民教育部長会議では、行政指導のあり方が論議されていた。地方の代表からは、中央の強い指導性を求めて、「全連邦的な教育人民委員部」を設置せよという声も上がっていた(24)。また、それと軌を一にするが、ルナチャールスキー指導部に代表される、十月革命以来の教育理念への疑問も現れ始めていた。

かくして、文化革命の嵐の雰囲気の中で、現場における「行き過ぎ」の実践は、止むことがなかった。

第3節 地方ごとの就学義務化の導入と罰則措置の採用

1927年4月の義務制施行の政府決定は、このような矛盾に満ちた社会状況の中、各地で徐々

に導入されていた。たとえば、1928年8月にはヤロスラーヴリ県ルイビンスク地区で8歳児の全員義務初等教育が施行されると報道され⁽²⁵⁾、12月には、イワーノヴォ・ヴォズネセンスクで県内の全市と労働者居住地区で全員義務教育が施行されたと報道されている⁽²⁶⁾。明けて1929年の1月にはヴィヤートカで同市と5つの郡庁市で義務全員初等教育の施行と報じられ⁽²⁷⁾、8月末にはモスクワ県執行委員会総会が1932/33年度に義務初等教育の州内における施行を完遂することを決議、と伝えられた⁽²⁸⁾。

さらに、この1929年9月にはペロルーシが連邦共和国として初めて、新学年度から初等義務教育を施行したと伝えてきた⁽²⁹⁾。

まさに、このように義務就学が地域ごとに施行されている時に、子供を就学させない親に対する罰金規定が公式に打ち出された。

この決定、つまり、1929年10月10日付の「学校に子供を行かせない親に対して取られるべき措置について」(ロシア教育人民委員部社会教育総管理局決定。全国民教育部宛)は全文、次のようなものであった。

「第1段学校の義務出席制が導入された若干の地域で、自分の子供を学校へやらない親に対してどういう働きかけの措置を取るべきかという問題が生じた。

その結果、教育人民委員部は、自分の子供の学校出席を妨げている両親及び物的な保障を行っている後見人に対しては、罰金〔денежные штрафы〕措置を取り得るものであることを明らかにする。

罰金の額は、州、地方、管区国民教育部の申請に沿って地方執行委員会によって承認されることができる。罰金によって得られた資金は貧困児童援助の基金に入れられる。

貧困な両親と後見人(収入が少なく、子供が多い労働者、失業者、ごく貧しい農民)に関しては、教育的な性格の措置を取らねばならない。すなわち、労組の組織、委員会を通じた、農民には農民互助会を通じた、働きかけ、学校へ子供を行かせない両親の姓の公表、等の措置を取らねばならない。またいくつかの場合には学校の必要のための強制的労働〔принудительные работы〕の措置も取らねばならない。

子供を学校へ送らない悪質な場合(裕福なクスターリ家族にしばしば見られる、児童労働の搾取の場合。物質的に恵まれた両親が、罰金を取られるにも拘らず、なお家庭で宗教教育を施しつつ、子供を学校にやらない場合)に関して言えば、子供の学校出席の妨害は、法に沿わない親権行使〔неправомерное осуществление〕と見なされうるものであり、これは、結婚、家族、後見に関する法典第33条と第46条に照らして法廷が子供を両親から取り上げること及び、子供の養育に必要な額を徴収した上で後見の機関に送ることができるのである。

このような措置が、他にいかなる措置も助けとならない時の特別な場合のみに取られなければならないことはもちろんである。

教育人民委員代理 M.エプシテーイン。

社会教育総管理局長代理コロスコフ」。⁽³⁰⁾

一般学校教育の担当部局のこの決定には、少なくともルナチャールスキー在任時までとは明確に異なった、厳しい対応がうかがえる。1928年5月以降は階級対立を、すなわち親への対応に区別を前提した文化革命が進められたのであったが、無差別にすべての子供の親に対する、その適用は、この1929年決定において嚆矢となした。

このような姿勢転換は、文教領域の政治姿勢の転換によるものであった。それは、党・ソビエト機構の「点検と肅正」の波が国民教育の機構に及んだものであった(1929年後半から30年始め)。その一環で、教育人民委員の文人ルナチャールスキーから党実務者アンドレイ・ブーブノフへの交代(1929年9月)も行われたのであった⁽³¹⁾。

その交代に先立って、1929年8月5日、党中央委は、「国民教育の指導的職員(カードル)について」決定を採択し、「現下、国民教育の指導的職員には、党の政治活動全体との密接な連携に基づいて国民教育機関の活動方法の早急の転換と立て直しを達成する責任ある任務が課せられている」。国民教育機関の中のごく重要な環においてコムニスト勢力が確保されておらず、及び「異分子 chuzhdye elementy に汚されている場合さえ多い」として、そうした分子を「肅正(パージ)する」ことを要求し⁽³²⁾、また、教育機関の種々のポジションに工場労働者とコムソモール員を任命するよう要求した。それ以前から始まっていたプロセスの中でナルコムプロス参加は、同委員部の中央機構職員を約10パーセントほど解雇した⁽³³⁾。このパージによってナルコムプロス内部では、文化革命と関連した政策を進める者たちが昇進することになった⁽³⁴⁾。

こうした機構の再編は、ただちに地方権力の姿勢に影響を及ぼした。この年12月、中央国土州(オリョール、クールスク、ヴォローネシュ県を含む)における、非識字一掃の人民委員会議布告10周年を記念する「1929年12月26日以降の州における全員義務初等教育の施行、及び2年以内の非識字完全一掃に関する州執行委員会決定」の場合は、次のような規定をうたうものとなった。

「第3項、学齡児を扶養する市民は、並びに養育施設及び団体の責任者は、8歳の子供を義務的手続きにおいて学校に就学させなければならない。」

「第7項、本義務決定第3項において指定された者は、第1段学校に子供を就学させることを拒否の場合、並びに子供が定期的に及び規則正しく通学することの監督を欠いた場合、行政手続きによって以下の罰金を課せられる。市及び市街型集落では50ルーブリ以下もしくは15日以下の強制労働。村地域では10ルーブリ以下の罰金もしくは10日以下の強制労働。」⁽³⁵⁾

こうして、就学の全員義務化に伴う罰則手続きは整備されつつ、全国化して行くのであった。

第3章 「党の戦闘任務」としての全員義務教育の実現指令

第1節 上からの優先「カンパニア」の提起(1930.7党決定)

別名、富農撲滅の大会、全面的集団化の大会とも呼ばれた1930年6月の第16回党大会は、全員義務教育の実現を「文化革命の前提」と意義づけるとともに、これを「党の戦闘任務」とすると軍事用語で表現した。スターリンは、報告の中で、その成功裡の実現は「文化戦線のみならず、政治戦線と経済戦線にとっても最大級の勝利となる」と言い、2つの領域の重大性に並ぶものと見なしているところを示そうとした。

これを受けて、党中央委は7月25日、決定「全員義務初等教育について」を採択した。決定は、1930/31学年度から8-10歳児童の全員義務初等教育をすべての地域で実施し、11歳児の初等教育の義務化は翌1931/32学年度に引き続き拡大することとし、工業都市、工場地域、労働者居住区では7年制の全員教育を実施することを定めた。

党決定はまた、教師の要員については、「教員のマルクス・レーニンの訓練」と「教員層内のコムニストと労働者の中核の強化」を掲げつつ、コムソモール中央委に対して、向こう3年

間毎年2万人以上の同盟員を義務教育分野の教職と教員養成機関充足のために「動員体制をとって」派遣するよう提起した。

全党組織に対しては「全員義務初等教育を当面する全期間で最重要の政治カンパニヤと見なすよう」要求した⁽³⁶⁾。

第2節 義務教育実施の法制化と地方財源の動員

この党決定の初等教育義務化の路線は、ただちに、ロシア共和国の「全員義務教育の施行(введение)について」(全ロシア中執・人民委員会議 1930.8.10 決定)として法律化された⁽³⁷⁾。この法律の条文の主な点を見ておくことにする。

「第5条：子供を学校へ遣る義務は、親と子供を扶養するすべての市民。浮浪児と孤児の学習の配慮は地方機関に義務」；

「第6条：第5条に規定された者と施設は全学習日に子供を学校へやらねばならない」；

「第7条：子供を学校にやることの拒否に対しては、第5条に規定された者と施設は、規定された行政手続きによる責任を負う」；

「第11条：全員教育の財政活動に社会団体資金の参加、「文化ヘクタール」・集団耕作からの収益の振り向けなどによる勤労大衆の参加」；

「第13条：学校用地の確保。接収した地主とクラークの屋敷の転用」；

「第15条：必要な教師要員の確保

a) 教育大学と師範テクニクムの施設網と定員の拡大、特設教員養成所の開設。

b) 専門の外で働いている教員の教職復帰。

c) 7年制学校、9年制学校の卒業生で失業中の者のために短期教員養成所を設置する。労働人民委員部の失業対策資金も利用。

d) ごく必要な場合は師範テクニクムの繰り上げ卒業を行う」；

「第18条：貧農と極貧カテゴリーの労働者・勤務員の子供の就学機会の保障のため、無料の本、文房具、食品を特別枠で確保する」；

「第20条：小学校の活動の質を上げるため年間授業日数を225日と定める」；

「第21条：「生徒の同一学年滞留(落第)を完全になくすために、補習授業、入学前の準備教育を組織する。上級生徒、ピオネール組織、親の活動分子、師範テクニウム学生の協力も得る」；

「第27条：実現状況を3カ月ごとに実務報告として地域新聞に発表すること」。

これらの法に基づき、8月23日、ロシア人民委員会議がその下にロシア共和国レベルの全員・義務・初等・教育の委員会(議長=人民委員会議長代理 D. レーベジ)を設置し、その日のうちに、同人民委員会議からすべての自治共和国人民委員会議、地方・州・地区執行委にあてた電報が「プラウダ」紙上に発表され、ここで、全員教育実施委員会を3日間で組織すること、村ソビエトと地区に全権担当者を置くこと、全員教育の支援のために活動家を派遣すること、新学年度の準備のため必要な措置をとること、を提起するという迅速な行動に出たのであった⁽³⁸⁾。

なお、この10月に公布された、内務人民委員部と司法人民委員部が作成した「全員義務初等

教育の実施に関する義務的決定のひな型⁽³⁹⁾は、「1930.8.10 公布のロシア義務教育導入法の第7条に基づき就学拒否者に警告、罰金、強制労働の形で行政責任を問う。」とうたった⁽⁴⁰⁾。

7月の党中央委決定の方針は、連邦レベルにおいて、さらに、8月14日付の連邦政府決定：「全員義務初等教育について」（ソ連中執・人民委員会議合同決定）という法的手続きによって補足された⁽⁴¹⁾。

政府決定は、ソ連全土で1930/31学年度より4年課程規模の小学校において8, 9, 10歳児の全員義務教育を実施する（第1条）、普通学校の前期4年を終えていない、11-15歳の児童にも就学義務を規定し（第2条）、都市以外の地の諸困難を考慮して、「文化の遅れた共和国や僻遠の地域では規定より遅れる（1, 2年を越えない。）ことを認める」（第5条）。義務の概念に関しては、決定は「施行された義務教育の対象とする子供を就学させる義務は、子供の親及び子供を後見する者と施設に課せられる。この義務の不履行に対して連邦共和国の法的な手続きにより責任が定められる」（第6条）と規定した。

義務学校制度の整備に関する「すべての実践的な措置を行う責任は、市、集落〔поселковые〕及び村のソビエト並びに地区執行委員会に課せられ」た（第7条）。

また、資金の調達に関しては、決定は、「連邦予算からの特別助成金 дотация」を増額されるとうたったが、同時に、「経済団体、労組、協同組合、その他社会団体が参加しなければならない」こと、「社会主義競争に基づく広範な勤労者大衆の自主活動（特別積立、文化資金用地の集団耕作からの収入、シェフ〔支援活動〕の援助、無償労働参加その他）が取り入れられなければならない」ことを規定した（第8条）。

だが実際には、義務的学校の実現に関する連邦政府と共和国政府の支出は僅かなものであり、地方における各種の調達が圧倒的であった。1932年で全員教育の学校のための支出全体のうち99.5%は地方財源に依存していたという試算がある⁽⁴²⁾。また、1920年代にすでに経験ずみの地方債や住民の「自己課税」という手段も調達に一定の比重を占めたのであった。

ちなみに、このような近代的な一斉義務教育の実施は、財政面のみならず、編成においても、「近代的、客観的」な基準の明示を必要とする。そこで、そのうち生徒の編成・判定、教員への技術支援などに関しては、1928年以来公的に動員されてきた児童学が、この1930年7-8月、改めてその可能性を想起されて、学校現場への普及方針に載せられることとなった。（これについて筆者は、別の論文で指摘した。「ソビエト児童学はなぜスターリンに弾圧されたのか」『教育史・比較教育論考』17号、1994年、を参照されたい）。

第3節 義務教育導入手法の他共和国への拡大

義務教育導入の8月14日の連邦政府決定のことに戻れば、これと同種の決定がこの年ロシアをふくむ連邦内の多数の共和国で採択された。たとえば、タジク共和国の場合は同年10月11日に「全員義務初等教育について」の政府決定を採択した。これは義務就学規定については連邦決定と同一であるが、親の責任規定については、上の連邦決定の線に沿って、だが刑事責任扱いとして、「この義務の不履行はウズベク・ソビエト共和国刑法典第91条に基づく責任を伴う」と定めるものであった（第8条）⁽⁴³⁾。

第4節 各地の導入実施と農民の抵抗

これらのロシアにおける実行状況については、いくつかの地方の事例も含めて、先のコリ

ツォーフの本が詳しく書いている。ただし、この歴史家の研究環境の政治的な制約から、および、恐らく義務教育に関する「問題」認識の時代的な限界から、コリツォーフは、党の決定が果敢に実行されたことをもっぱら描いた。一方、ソビエト社会史の研究家シーラ・フィッツパトリックは、教育人民委員部の公刊資料に基づいて、上からの義務教育導入過程における農民の不満と抵抗に注目した。それによれば、農民は、学校ないしリクブנקト(非識字撲滅拠点)に提供された富農の家にしばしば火をつけたり、無宗教の学校に通うのは危険だという噂をたえず流したという。ここにはソビエト体制に対する一般的な不満の表明と、学校に対する不満も根底にあったに違いない。また、たくさんの村から熱い軽食の供給に対する抵抗の声が報じられたという。「われわれは熱い昼食は要らない。これはその分我々に税金で払わせることになるのだ。」と⁽⁴⁴⁾。

しかし、ロシアの農民も、近代的な学校にあくまで敵対的なものではなかったはずである。それを受け入れ、就学と農業の近代化とを結び付けなければ仕事の苦しみも減らないことを理解して行ったはずである。問題は納得の道筋、合意形成の方法にあった。強制集団化と強制就学という。

第5節 就学の上昇と教員の不足

さて就学率のほうに目を転じれば、これは引き続き上昇しており、翌1931年に入ると早くも、指導部には「成果」について一定の自信が現れた。そこで、その就学による勉学の内実を問われることになった。1931年2月の「第1回全ロシア全員教育大会」におけるクループスカヤの報告は「学校活動の質をめざす闘いを」と題された。

この年、新学年度直前に出された党中央委決定「小学校と中学校について」(1931年8月25日付け)は、学校と「社会主義建設」の一層の結合、教科内容の体系化を要求して、実験教育の打ち切りを宣言するものとなったが、この決定についてのクループスカヤの解説論文は、実験教育の打ち切りを批判することもなく、「近年われわれは…きわめて多くの成果を上げた。だが資本主義国に追い付き、追い越すためにはまだ多くのことをやらねばならない。わが国では全員義務教育はまだ4年制にすぎないが、ドイツ、オーストリア、スイス、北アメリカなどでは8年制である」というものであった⁽⁴⁵⁾。

この新学年度の開始の後、『イズヴェスチヤ』紙は、義務教育実施の「党の歴史的な決定(1930年7月)をほとんど1年で基本的に達成した」と書いた。「過去1年で新たに8-11才の生徒が300万、11-15才の未成年が約150万、入学してきた。…。この結果PCΦCPの学齡児の就学率は1930-31年度で97.1%に、自治共和国の区域で87.9%に達した」と。しかし、今年度に入り「より困難な課題が現れている」として、「就学率」維持と教員の確保を取り上げた。これは「西部州とイワーノヴォ州では前年より就学率が落ちてる(各々86.8%, 92.8%に)」と特に名指しており、この「政治カンパニヤ」の命令的な性格をうかがわせた。教員確保については、「昨年は6万人以上を確保する必要があったが、実際は2-3カ月の間でよかったし、この課題は遂行された」。しかし「今年は、すべての地方機関が…必要な条件を求めるなら、われわれは1万8千の教員不足を見る」と指摘した⁽⁴⁶⁾。

この教員の人員調達面では、1929年の段階ですでに、「全員教育」を実施するには必要な教師要員がまだ半分しか居ないと試算されていたほど、客観的な条件は有していなかった⁽⁴⁷⁾。

このため、党中央委は、この間、1931年2月に、教師要員の養成と再養成の必要を指摘し、

全ソ・コムソモール中央委に対して1931/32学年度中にコムソモール員5万人を教職に追加動員するよう提起していた(21. II. 1931「全員初等教育の経過について」(党中央委決定))⁽⁴⁸⁾。学校教師は、とくに農村地域では、農業集団化のカンパニヤの拠点とされたソビエト学校と農業住民との板挟みとなり、農民の側からのテロルに遭うケースが1929年以降しばしば見られた。このため党は「堅固」なコムソモール員を動員する方法にたよったのである。

1930年7月の党決定の妥当性の危うさ、あるいは主意主義のほどが察せられるのであった。

第4章 学校の急速な普及と「定着」宣言(1932.12)

こうしながらも1932年には「学校の民衆的定着」が指摘されるに至った。

1932年末、全ロシア中執・幹部会は、「子どもを勉強に取り込む事業と学校の立て直しの事業において、党中央委の指令に基づき、著しい成果が得られた」と評価し、「8-11歳児のための初等全員教育が至るところ一斉に、なかんづくすべての自治共和国・自治州(極北の一部地区を除けば)で、実施されていること、工業都市、工場地区、労働者居住区で12-15歳児のための7年制が実施されていること、及び学校の民衆的定着〔массовая коренизация〕」を指摘した(20. XII. 1932. 決議「1931/32学年度の全員教育(フセオブウチ)の総括」)⁽⁴⁹⁾。

この途上で、ポリシェヴィキ政府は、1928-29年には草案を新聞紙上に公表して大衆討議を呼びかけながらも制定には至らなかった、学校基本法を制定した。これが「ソビエト・ポリテフニズム学校規程〔Устав〕」(ロシア人民委員会議承認19. IX. 1933.)であった。この規程は、総則において、教育目的をポリシェヴィキ党綱領から丸ごと抜粋し(第1条)、宗教と教育の分離の原則による従来の規定からさらに踏み込んで、反宗教教育を学校の任務と定め(第13条)、規律の強化を重要な学校目的とし、そこでコムソモール、ピオネールとの協力関係を強くうたい(第8, 11, 14条)、学校長の職務を詳細に展開、規定する形で学校の教育活動を説明する法律であった⁽⁵⁰⁾。

しかし、この規程は、学校教育の基本法でありながら、教育の義務性を規定しなかった。ポリシェヴィキは、義務学校を地域における社会対立の激しい状況に立ち向かわせることをためらったのではあるまいか。

ポリシェヴィキは、学校体系については、この規程にいう4+3+3のロシアの体系を、ソ連全体に援用・適用することにした(15. V. 1934. ソ連邦における小学校・中学校の構造について: ソ連邦人民委員会議・党中央委合同決定)が、ソ連全土における初等・不完全 неполная 中等・中等の普通学校を3類型に統一した⁽⁵¹⁾。

こうして第17回党大会(1934.1.26-2.10)は、全国で4年制全員義務教育が、都市部では7年制教育が、それぞれ実現されたと宣言した。党書記長スターリンは、「国の文化的発展についていえば、報告期間に、われわれは、a) ソ連全土における全員・義務・初等教育の施行〔введение〕、…b)…諸学校就学者の数の1929年から1933年にかけての増加…、初等教育では1,169万7千人から1,916万3千人への増加…という成果をあげた。」と報告した。⁽⁵²⁾

終わりに

ソビエト義務教育体制は、上のような実現宣言の以後も体制整備につとめなければならなかった。教員の量的な確保と「質」の確保は、この後もかなり長年、努力をつづけなければならなかった。

義務教育の教育内容の系統化と評価の基準化は、このあと、党の体制確立によって確立して行く。

党中央委員会は1935年春、中央委の機構として党宣伝・扇動部、印刷・出版部、文化・啓蒙活動部、学術及び科学技術発明・発見部とともに学校部(отдел школ)を新設する⁽⁵³⁾。このような党機構の整備を受けて、この年の秋、ソ連邦人民委員会議と党中央委が合同決定「小学校・不完全中学校・中学校の学習活動の組織と内部秩序について」(9月3日)を下した。決定は、ソ連全土の学校について、その年間授業日数、授業時間、入学手続き等を詳細に規定し、成績の5段階評価(1. たいへん悪い, 2. 悪い, 3. 普通, 4. 良い, 5. 優秀)、生徒手帳、制服の導入、等の方針を打ち出し、「全連邦の学校に義務となる、生徒の学業成績の評価基準を構成共和国教育人民委員部の参加を得て作成することを党中央委・学校部に委」ねた⁽⁵⁴⁾。

ソビエト義務教育制度は、こうして連邦的、国家的単一統制の仕組みを得たのである。

小考の最後に、以上検討してきたところから、「ソビエト義務教育」の形成における特質として結論できるところを挙げておきたい。

◎「ソビエト義務教育」は、人間の学ぶ権利を保障するための国・自治体等の共同体の義務という論理(コンドルセなどに見られる近代古典期の理念)によるものではなく、国の指導エリートの発動になる〈上からの〉近代化(=工業化)のために、子供をもつ親に課した義務という論理のものであった。

◎後進国状態からの脱出という要求、意識をバネとして急速な「実現」がめざされた。これは世界史的な環境の成せるところと解するべきであろう。

◎上からのキャンペーン、動員のスタイル、強い指導力をもってなされた。中間行政機関における上からの指令の機械的な適用など、官僚主義的な指導スタイルがすでに生まれていた。

◎労働者・「農民」に物的な援助を施して学校に引き込む方式が取られた。

◎義務教育の実現をめぐり、社会の諸階級・階層を反映した要求運動というものが見られなかった。これらの特質は学校教育の主体という観念においても、国家への依存的な意識を生んで行く原因の一つとなるに違いなかった。

◎ロシアで実施した方式を他の民族地域に押しひろげるあり方が見られた。

以上である。

【注】

- (1) これは、筆者の教育史学会第28回大会(1984年9月、於・立教大学)発表「ソビエト初期統一労働学校の諸問題」、及び同発表に基づく論文「ロシア・ソビエト共和国「統一労働学校令」の実施過程」『日本の教育史学』第28集、1985年、におけるものである。
- (2) J. Bowen, A history of Western education, vol.3, Modern West and the New World. London, 1981, pp.515, 521.
- (3) 西洋に起源を持つ義務教育制度の世界的普及に関する歴史的概括において、これらの視点が、機能主義及びステータス・グループ間競争の2見解と共に、整理されている。参照: John Bolli, Francisco Ramirez, Compulsory Schooling in the Western Cultural Context. in: Emergent Issues in Education: Comparative Perspectives. Ed.by R.F.Arnone, P.G.Altbach, G.P.Kelly. S.U.N.Y. Press, 1992. なお、ポリーとラミーレスらは、日本の義務的学校教育導入の事例について、導入の

- 前に準備・前史があったため西洋化に急速に転換できたケースであるとしている。彼らはロシアに言及しないが、ロシアは、日本との比較の意味でも、義務教育前史の在り方と共に興味深い。
- (4) 竹田正直は1990年代に書いた研究課題整理の論文において、「4年制初等義務教育の達成」を1930年代ロシア教育の「肯定的な点」の一つとし、かつ、「党中央委員会によって教育政策、の決定がおこなわれたこと」を「否定的な点」の第一に挙げている。しかし、小稿の筆者には、このような整理は、いささか超時間的・断定的な分類法によるものであり、与えられた環境の中で変革の途を探索した過去の行為を論じる歴史の場においては噛み合わない提起法であると思われた。参照：「1930年代ロシア教育の研究課題と児童学」——『教育史・比較教育論考』第14号、1994年。
- (5) A.B.Кольцов. Культурное строительство в РСФСР в годы пятилетки (1928—1932), М.—Л., 1960, стр.51—52. [コリツォーフ『5カ年計画期(1928—1932年)ロシア共和国の文化建設』]
- (6) これは1929年に教育人民委員代理のエプシテーインが挙げた数字である。М.Эпштейн, О классовом приёме в школу. «Народное просвещение», 1929, No.8—9, с.58.
- (7) 《Собрание узаконений и распоряжений Рабоче—Крестьянского правительства РСФСР», 1925, No.69, ст.543(ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国労働政府法令集。以下:СУ РСФСР); «Народное образование в СССР. Общеобразовательная школа. Сборник документов.1917—1973.», М., 1974 (以下:Сб. док.1974), стр.105—107. なお、これより、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国をРСФСРあるいはロシア共和国と記すことがある。
- (8) СУ РСФСР, 1926, No.53, ст.408.
- (9) СУ РСФСР, 1927, No.39, ст.251; Сб.док. 1974, с.107—108.
- (10) И.В.Сталин, «Сочинения», т.11, М., 1949, стр.76—77. [邦訳:『スターリン全集』第11巻, 大月書店1953年92—93頁]。
- (11) Там же, с.76. 邦訳91頁。
- (12) S.Fitzpatrick, Cultural Revolution in Russia 1928-1931. Indiana U.P., 1978, p.10. 「新しい」というのは、文化革命の理念それ自体は十月革命以来さげられ続けてきたからである。フィツパトリックは、階級闘争としての文化革命の時期を1928年初夏のシャフトウイ事件から1931年6月の古い知識人層との「和解」までとした。S.Fitzpatrick, Op.Cit., pp.10-11. 私は、この「和解」について、スターリン権力による科学アカデミー支配の確立と理解する。事実を挙げれば、ソ連科学アカデミーの臨時総会(1931.6.21~27)が「『資本主義国に追いつき、追い越せ』のスローガンを実現するために科学は何をなし得るか」のテーマを掲げ、組織としてスターリン路線への追随を公にしたことなどがある。
- (13) 「科学, 知識, 文化をめぐる公式のステートメントはしばしば両義的(あいまい)だったし, また, 党自身の相対立する必要性の一結果であった。」「ともかく, 党指導部は混じりあったシグナルを発信した。」L.Holmes, The Kremlin and the Schoolhouse: Reforming Education in Soviet Russia, 1917-1931, Indiana U.P., 1991, p.110.
- (14) Ежедневник НКП РСФСР, 1928, No.8 (24.II), ст.144; No.25 (15.VI), ст.552.
- (15) Там же, 1928, No.13 (30.III), ст.282; No.25 (15.VI), ст.557.
- (16) СУ РСФСР, 1926, No.44, ст.334. 転載 Ежедневник НКП РСФСР, 1926, No.31, ст.600.
- (17) СП СССР, 1927, No.58, ст.587.
- (18) Ежедневник НКП РСФСР, 1929, No.18 (26.IV), ст.362.;
- (19) Там же, 1929, No.19 (10.V), ст.422.;

- (20) Там же, 1929, No.19 (10.V), st.428.
- (21) Там же, 1929, No.33-34 (16-29.VIII), ст.858.
- (22) Н.К.Крупская, «Педагогические сочинения», т.11, М., 1963, с.317.
- (23) Еженедельник НКП РСФСР, 1929, No.20-21 (17-24.V), ст.452.
- (24) 議事録の教育人民委員代理 V. ヤーコブレフの報告とそれに関する議論を参照: «Народное просвещение», 1929, No.3-4, с.65-81.
- (25) «Комсомольская Правда», 8.VIII.1928, s.2.
- (26) «Правда», 18.XII.1928, s.5.
- (27) «Культурная жизнь в СССР. 1928-1941. Хроника», М., 1976, с.92.
- (28) «Правда», 30.VIII.1929, s.4.
- (29) «Народное просвещение», 1930, No.3, с.32.
- (30) Еженедельник НКП РСФСР, 1929, No.42 (17.X), ст.1077.
- (31) 坪井芳明「ロシア共和国における文化革命と教育行政機関の肅正・改組」『日本の教育史学』第30集, 1987年150-54頁; L.Holmes, op.cit., pp.118-121.ホームズは文教分野の肅正の始まりを1929年2月に見ている。
- (32) «Народное образование в СССР. Общеобразовательная школа. Сборник документов. 1917-1973.», М., 1974, с.452-3. この中央委決定は, 党オルグビューローで29年8月5日に採択されつつも, この年11月5日の「ブラウダ」紙と『国民教育』1929年12月号(解説論文付き)に初めて発表された。
- (33) L.Holmes, op.cit., p.120.
- (34) L.Holmes, p.121.
- (35) «Народное просвещение», 1930, No.3, с.31.
- (36) Сб.док., 1974, с.109-111 [邦訳: 柴田義松・川野辺敏編『資料ソビエト教育学』新読書社, 1976年, 505-8頁。ただし, 引用部分は所の訳]。
- (37) СУ РСФСР, 1930, No.39 (1 окт.), с.610-613: ст.479 [『ロシア労農政府法令集』]
- (38) Правда 1930.8.24, s.5; 8.27, s.5.
- (39) Бюллетень НКП РСФСР, 1930, No.31 (30 окт.).
- (40) "Direktivy VKP i postanovleniya sov.prav.o nar.obrazovanii. Sbornik dok.za 1917-1947", вып.1, М.-Л., 1947.
- (41) Sb.dok.1974, s.111-113.
- (42) S. Fitzpatrick, Education and social mobility in the Soviet Union 1921-1934. Cambridge U.P., 1979, p.172. 自己課税について所論文「ロシア共和国「統一労働学校令」の実施過程(1921-23)」-『日本の教育史学』第28集, 1985/。
- (43) Сборник документов и материалов «Из истории культурного строительства в Таджикистане в 1924-1941 гг.», т.1, Под общ. ред. З.Ш.Раджабова. Душанбе, 1966, с.110-113. この決定がウズベクの刑法によるとしているのは, 1929年12月までタジークがウズベク・ソビエト共和国の下自治共和国という主権レベルにあったためと考えられる。
- (44) S. Fitzpatrick, Op.cit., pp.171-2/
- (45) 論文「全連邦共産党中央委の『小学校と中学校について』の決定」-『ソヴィエトの権力』誌 1931, No.28 掲載。Н.Крупская, «Педагогические сочинения», т.2, М., 1958, с.571-5.

- (46) «Известия», 15.XI.1931, s.3 <Закрепить достигнутые успехи в деле всеобща (全員教育で獲得されている成果を固めよ)>
- (47) А.Кольцов, Указ.кн., с.52; «Правда», 22.V.1929, s.6. 教育人民委員部から人民委員会議への報告, 試算。
- (48) Сб. док., 1974, с.114; «Правда», 3.III.1931, s.1
- (49) Бюллетень НКП, 1933, No.2-3, ст.20; Н.Константинов и Е.Медынский, Очерки истории советской школы в РСФСР за 30 лет, М., 1948, с.224.
- (50) СУ РСФСР, 1933, No.50, ст.210.
- (51) Сб.док., 1974, с.167. [邦訳:『資料ソビエト教育学』 528-9頁]。
- (52) И.В.Сталин, «Сочинения», т.13, М., 1952, с.337-338 [邦訳:『スターリン全集』13巻, 大月書店, 1953年, 360頁。引用箇所は所の訳]。
- (53) «Правда», 14.V.1935, s.1. 「全連邦共産党(ボ)文化宣伝部の再編に関する」決定の発表。
- (54) Сб. док., 1974, с.170-2 [邦訳:『資料ソビエト教育学』 530-5頁; 他参照]。